

令和2年9月9日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の長 各位

平素より各務原市介護保険行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。
各務原市介護保険課の山村と申します。
標記の件につきまして、厚生労働省及び岐阜県から事務連絡がありましたので
周知いたします。

※留意点※

- ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下、「有料老人ホーム等」という。）において、入居者が希望する介護サービス等を不当に制限しないこと。
- ・有料老人ホーム等において、介護サービス事業所等が適切な感染防止対策を実施しているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由にサービス等の利用を制限することは不適切であること。

※参考※

『新型コロナウイルスに関連する介護サービス事業所向け情報（主な文書）』

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/17894/17914/034279.html>

『新型コロナウイルスに関連する介護サービス事業所向け情報（令和2年6月以降発出分）』

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/17894/17914/037220.html>

各務原市健康福祉部介護保険課

施設指導係 山村 彩乃

〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69

TEL 058-383-1111（内線：2544）

FAX 058-383-6365

E-mail yamamura-ayano@city.kakamigahara.lg.jp
